

在職老齢年金の計算 簡単まとめ



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

在職老齢年金の計算 簡単まとめ

1. 在職老齢年金の概要

老齢厚生年金受給者が厚生年金に加入し続ける場合、収入（基本月額＋総報酬月額相当額）に応じて年金額が調整される制度です。

2. 用語の定義

- ・ **基本月額**：老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額（加給年金を除く）
- ・ **総報酬月額相当額**：その月の標準報酬月額 ＋ （その月以前1年間の標準賞与額の合計 ÷ 12）

3. 令和7年度の支給停止調整額

- ・ 51万円

在職老齢年金の計算 簡単まとめ

在職老齢年金の計算（令和7年度）

条件（基本月額 + 総報酬月額相当額）	調整内容	支給される年金額
51万円以下	調整なし	基本月額の全額
51万円超	超過額の 1/2 を支給停止	$\text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 51\text{万円}) \div 2$

※算出した支給停止額が基本月額を上回る場合、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止。

在職老齢年金の計算 簡単まとめ

4. 年金額の改定

- **在職定時改定**：65歳以上70歳未満の厚生年金被保険者について、毎年9月1日を基準日として在職中の被保険者期間を評価し、同年10月分の年金から改定される。
- **退職時改定**：厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、1ヶ月経過した場合に年金額が改定される。
- **70歳到達時改定**：70歳の誕生日の翌月に、70歳到達までのすべての被保険者期間（加給・報酬・賞与などを含む）を反映し、年金額が増額される。

5. 手続き

- 給与・賞与の変動に伴う標準報酬月額等の変更は、事業主が日本年金機構へ届け出る。
- 年金額が変更となる場合、日本年金機構から本人へ通知される。